

今後の分館制度の在り方について

センター化に伴い、地区公民館はもとより、公民館分館（西予市公民館条例第2条第2項に規定）も大きな変革を求められることから、西予市地域づくり活動センター市民検討委員会のうち、16名の委員により、西予市公民館分館制度分科会（以下「分科会」という。）を組織し、以下のとおり、分館の今後の在り方について専門的に協議検討を行った。

公民館分館は社会教育法第21条に基づき設置された教育施設である。三瓶町では、昭和30年に分館制度を導入し、現在までに町内19か所に分館を設置したうえ、各分館には分館長、分館主事を配置（教育委員会が任命）し、三瓶町の社会教育・生涯学習を推進してきた。また、分館は、行政区の拠点としても地区住民の生活と深く結びつき、地区活動等の場としても重要な役割を担ってきた。

一方、西予市発足の時点で、旧東宇和郡の4町においては、明浜町の一部（平成26年に集会施設へ移行）を除き分館制度の導入は無く、行政区ごとに地元が集会施設を設け、行政区の拠点として利用してきたほか、同施設は地域における社会教育・生涯学習の推進、健康増進・福祉活動推進等の場としての役割も担ってきた。

分科会では、これまで13回（別紙：西予市公民館分館制度分科会の検討経緯参照）にわたり協議を重ねるなかで、分館と集会所では、地域コミュニティ機能は似かよってはいるが、設置目的や管理主体が異なるだけではなく、歴史的背景や地域で連綿と受け継がれてきた施設への思い入れにも、大きな違いがあることについて、委員相互の理解を深めることができた。

（1）地区住民への配慮

令和5年4月からのセンター化に伴う西予市公民館条例の廃止により、分館は市の行政財産（教育委員会所管）から普通財産（市長部局所管）へと所管が引き継がれる。各区での話し合い等により市と契約した施設は、維持管理の主体が区へと変わる事となる。

三瓶町における分館は昭和50年代に建設されたものが多く、当時の人口規模に鑑みた鉄筋コンクリート造の大規模なもの（多くが2階建て）が主流であり、そのほとんどが間もなく耐用年数を迎える。

令和5年4月以降、三瓶町においては、これまでの分館の維持管理体制に大きな変革を求められることとなるため、分館の廃止にあたっては、地域活動に対する継続的な利便性の確保はもとより、建設から今日までの歴史的背景、分館とともに培われた風土と区民の思いを深く理解し尊重したうえでの特段の配慮が求められる。

これらの現状を踏まえ、特に配慮すべき事項としては次の点が挙げられる。

- ①分館は、法令及び条例を根拠に市が設置している教育施設（行政財産）であること。
- ②分館建設時には多くの行政区において、区民が多額の寄付を行っていること。
- ③今日まで分館の維持管理経費の一部及び修繕等を含む施設整備費（50%）を区民が負担してきたこと。
- ④分館は規模が大きく、老朽化したものが多いため、地元管理となれば区民の負担が大きくなること。
- ⑤分館の耐用年数や行政区ごとの世帯数にも差があり、移行方針の一律化が困難であること。

（２）分館の移行方針について

移行方針については、各区においてそれぞれの将来を想定し、状況にあった選択が求められた。

そのため、移行にかかる協議は前述の5つの配慮事項を踏まえたうえで、区民の生活に不可欠な機能や利便性の確保をはじめ、今後予想される少子高齢化や人口減少による過疎化などに対応するためのソフト面、施設の維持管理経費や耐用年数などを踏まえたうえでのハード面を考慮し、「10年、20年先のわが区」を見据えて行う必要があった。

分科会では、上記内容をもとに検討を重ね、分館の移行方針をより具体化するため、次の5つの移行パターンを想定して、下記のとおり提案する。（移行パターン別年次表 参照）

- ①分館を解体し、新たな行政区の拠点施設（地元管理の集会所・公会堂など）を新設する。
 - ②現在の分館を今後も地元管理施設として継続して利用する。
 - ③地区内の代替施設を利用し、分館は使わない。
 - ④近隣区と共同利用する。
 - ⑤今後、分館に代わる施設は必要としない。
- あわせて、移行に際しての共通事項として、次の内容を提案する。
- ①分館の解体はいずれのパターンにおいても市が実施する（無期限）。
 - ②事前（令和5年3月31日まで）に各分館へ移行調査を実施し、整備計画を作成する。
 - ③令和5年4月1日以降、分館は普通財産となり、行政区の拠点施設として利用する区と「無償貸与」契約を締結する。なお、移行調査及び整備計画の作成にあたっては、市と各区で十分な協議を行い進めるべきである。

このように、完全移行のための期間については、19もの施設（区）の調整や事務手続きが発生し、解体までとなると長い時間が経過する。この間も、市は区と協議しながら、整備計画に沿った業務が確実に遂行されるよう、行政内部の連携・引継ぎを行っていただきたい。

（３）三瓶町地域におけるセンターの配置について

三瓶町においては、地区公民館がない周木及び下泊、また、地区公民館として独立した施設のない三瓶東公民館、地区公民館と分館が併設されている三瓶北・南公民館が存在している。管轄するエリアにおいては、移行パターンを選択する際に、センター配置の影響を大きく受けることが予想され、また、今後の地域コミュニティの在り方にも深く関係することから、早期に地域住民との合意形成を図り、センターの設置場所を決定されたい。

特に、市街地に位置する三瓶東公民館については、分科会で次のような意見が委員から出されており、あわせて今後の検討の参考とされたい。

- ・三瓶東公民館エリアに地域づくり活動センターとして、新しい施設を建設すること。
- ・三瓶東公民館エリアは一つの地域づくり組織で活動するには世帯数が多く、範囲も広い。拠点（組織）は2か所必要ではないか。
- ・活動の拠点となるセンターについては、今後予想される津波災害等の避難場所を兼ねた防災施設が必要である。
- ・市全体の施設整備事業において、その平等性が保たれていない。
- ・三瓶文化会館については、建設経緯及びその意義を踏まえ、文化芸術の拠点となるよう活用を推進すること。

（４）その他

三瓶町においては、19行政区（平均：173世帯／区）の比較的大きなまとまりを基礎に分館制度を取り入れ、3地区公民館及び19分館が配置され、施設維持管理経費においても効率化が図られている。

一方で旧東宇和郡地域、とりわけ山間部においては、小規模な行政区が点在しており、三瓶町に比べ地区公民館数も多いが、地理的な要因に鑑みるとやむを得ない状況である。

今回の分科会協議を通じ、市内行政区における規模や数、運営方法の違いを再認識することとなったが、今後加速するであろう少子高齢化や過疎化に対応し、持続可能なコミュニティを構築するため、地域特性を生かしながら、市全体の課題として「市内における今後の行政区の在り方」についても再考する必要がある。